

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホームかるべの郷さざんか

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2874800630 号)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 経営主体 | 社会福祉法人かるべの郷福祉会 |
| (2) 所在地 | 兵庫県養父市十二所871番地 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 079-664-1875 FAX 079-664-1351 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 進藤 龍善 |
| (5) 設立年月日 | 平成19年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート二階建日本瓦葺 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 2,127.805 m ² |
| (3) 併設事業
(事業の種類) | 指定短期入所生活介護事業
指定居宅介護支援事業
指定通所介護事業
訪問介護事業所 |
| (4) 施設の周辺環境 | 施設は養父市広谷の中心地に位置し、隣に養父中学校、また歩いていける範囲に商店等があり一般生活と密着した環境にあります。 |

3. ご利用施設

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成19年4月1日指定 兵庫県2874800630号 |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上または著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホームかるべの郷さんか |

- (4) 施設の所在地 兵庫県養父市十二所871番地
交通機関 J R 八鹿駅から全但バス(大屋又は建屋行き)にて十二所下車
- (5) 電話・FAX 番号 TEL 079-664-1875 FAX 079-664-1351
- (6) 施設長氏名 藤 森 博
- (7) 社 是 「社会福祉法人かるべの郷福祉会は、高齢者や障害のある方が生き甲斐のある人生を送ることを支援し、地域に貢献します。」
- (8) 開設年月 平成19年4月1日
- (9) 入所定員 50人

4. 施設利用対象者

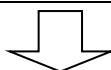
- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。
また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。
このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

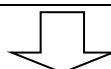
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者またはその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者またはその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者またはその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、居室の空き状況やご契約者の心身の状況を考慮して提案させていただきます。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	7室	1人当たり 12.607 m ²
2人部屋	4室	1人当たり 10.150 m ²
4人部屋	12室	1人当たり 8.323 m ²
合 計	23室	
食 堂	1室	130.690 m ²
機 能 訓 練 室	1室	30.000 m ²
浴 室	1室	59.505 m ²
医務室・静養室	1室	39.690 m ²
娛 樂 室	1室	17.050 m ²

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。当施設を利用される皆様に、可能な限り公平かつ公正なご利用をしていただきたく考えておりますのでご理解とご協力をお願ひいたします。

☆居室に係る料金は以下の通りとします。

居室料金表

居室形態	多 床 室	従来型個室
居 住 費	915 円	1,231 円

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施 設 長	1. 0 名	1 名
2. 生 活 相 談 員	1. 0 名	1 名
3. 看 護 職 員	3. 3 名	3 名
4. 介 護 職 員	18. 0 名	18 名
5. 介 護 支 援 専 門 員	1. 0 名	(1) 名

6. 医 師 (嘱託)		(1) 名
7. 機能訓練指導員	1. 0 名	1 名
8. 栄 養 士	1. 0 名	1 名
9. 調 理 員	4 名	必要数
10. 事 務 員	1 名	必要数

☆常勤換算：職員それぞれの1週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、

常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制		
1. 医師（嘱託）	毎週木曜日 14:00～15:00		
2. 生活相談員	月～金曜日 8:30～17:30		
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7:00～16:00 2名 日中 8:00～17:00 1名 日中 8:30～17:30 1名 日中 9:00～18:00 1名 日中 9:30～18:30 1名 遅出 10:00～19:00 2名 夜勤 16:30～翌9:30 2名		
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 8:00～17:00 1名 日勤 8:30～17:30 1名 遅出 9:30～18:30 1名		

☆土日は上記と異なります。

＜配置職員の職種＞

生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
嘱託医	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います
栄養士	ご契約者に対して給食管理、栄養指導等を行います。
調理員	ご契約者に対して給食等に関する調理業務を行います。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<多床室サービス利用料金表>

※多床室の場合の基準費用額（1割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	915	915	915	915	915
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計（3+4+5）	3,237	3,307	3,380	3,450	3,519

※多床室の場合の基準費用額（2割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,016	7,576	8,160	8,720	9,272
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,754	1,894	2,040	2,180	2,318
4. 居住費	915	915	915	915	915
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計（3+4+5）	4,114	4,254	4,400	4,540	4,678

※多床室の場合の基準費用額（3割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	6,139	6,629	7,140	7,630	8,113
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	2,631	2,841	3,060	3,270	3,477
4. 居住費	915	915	915	915	915
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計（3+4+5）	4,991	5,201	5,420	5,630	5,837

なお、保険者（市町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の通りとなります。

<介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金(多床室)>

※多床室の場合の利用者負担第3段階②

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	430	430	430	430	430
5. 食費	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,667	2,737	2,810	2,880	2,949

※多床室の場合の利用者負担第3段階①

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	430	430	430	430	430
5. 食費	650	650	650	650	650
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,957	2,027	2,100	2,170	2,239

※多床室の場合の利用者負担第2段階

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	430	430	430	430	430
5. 食費	390	390	390	390	390
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,697	1,767	1,840	1,910	1,979

※多床室の場合の利用者負担第1段階

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	0	0	0	0	0
5. 食費	300	300	300	300	300
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,177	1,247	1,320	1,390	1,459

＜従来型個室サービス利用料金表＞

※従来型個室の場合の基準費用額(1割負担の場合)

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,553	3,623	3,696	3,766	3,835

※従来型個室の場合の基準費用額(2割負担の場合)

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,016	7,576	8,160	8,720	9,272
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	1,754	1,894	2,040	2,180	2,318
4. 居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,430	4,570	4,716	4,856	4,994

※従来型個室の場合の基準費用額（3割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,139	6,629	7,140	7,630	8,113
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	2,631	2,841	3,060	3,270	3,477
4. 居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	5,307	5,517	5,736	5,946	6,153

なお、保険者（市町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の通りとなります。

＜介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金(従来型個室)＞

※従来型個室の場合の利用者負担第3段階②

（単位=円）

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	880	880	880	880	880
5. 食費	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,117	3,187	3,260	3,330	3,399

※従来型個室の場合の利用者負担第3段階①

（単位=円）

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	880	880	880	880	880
5. 食費	650	650	650	650	650
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,407	2,477	2,550	2,620	2,689

※従来型個室の場合の利用者負担第2段階

(単位=円)

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	480	480	480	480	480
5. 食費	390	390	390	390	390
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,747	1,817	1,890	1,960	2,029

※従来型個室の場合の利用者負担第1段階

(単位=円)

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	8,770	9,470	10,200	10,900	11,590
2. うち、介護保険から給付される金額	7,893	8,523	9,180	9,810	10,431
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	877	947	1,020	1,090	1,159
4. 居住費	380	380	380	380	380
5. 食費	300	300	300	300	300
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,557	1,627	1,700	1,770	1,839

※加算：上欄の金額には日常生活継続支援加算、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲ、生産性向上推進体制加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅰ、協力医療機関連携 加算(1)、精神科医の定期的療養指導加算が含まれています。また、上欄の金額以外に介護職員等処遇改善加算Ⅰが含まれます。

個別に、認知症専門ケア加算、経口維持加算、看取り介護加算が加算される場合があります。

☆ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更等があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆一時外泊について：外泊期間中、全食をとらない日数分の食事に係る負担額は利用料金から差引きます。

但し、その間の居住費につきましては、負担額はお支払いいただきます。

☆契約者に介護保険料に未納がある場合には、自己負担額が異なることがあります。

☆30日を越えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日分については、初期加算分として1日あたり300円（自己負担：30円）をご負担していただくことになります。また、退所前後の指導や、退所時の相談援助の場合には自己負担額の加算があります。

☆利用者負担の特例措置：平成12年3月31日以前から入所している利用者については平成22年3月31日までの間、特例措置としてそれぞれ利用者の市町の認定を得て、利用者負担金が減額又は免除されることがあります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する居室を提供します。

②契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

③特別な食事

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供いたします。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

④理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑤日常生活費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により活動に参加していただくことができます。

利用料金：内容により材料代等の実費をいただきます。

⑦ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外出泊、買い物等の移送サービスを行います。

※ご利用毎に、距離を計算して、算出した金額。 1km毎に50円

但し、協力病院・診療所への通院、入院及び施設が必要と認める近隣の医療機関への移送サービスについては原則として徴収しません。

⑧貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等

○保管管理者：管理者（施設長）

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、預金通帳の写しを毎月ご契約者又は身元引受人へ交付します。

- ・本人又は身元引受人に引き渡した後、万一問題が発生した場合は、契約者本人及び身元引受人が一切の責任を負うものとします。

○利用料金：当分の間無料としますが、社会情勢等の変化、その他やむを得ない事由がある場合は、相当額をご負担いただきます。

⑨契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり居住費・食費も含む）

1日あたりの料金

ご契約者の要介護度料金	退所時点の要介護度相当の料金をお支払いただきます。
-------------	---------------------------

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 口座自動引き落とし	取扱金融機関	但馬銀行広谷支店
イ. 銀行振込	振込先	但馬銀行広谷支店 普通預金 口座名 社会福祉法人かるべの郷福祉会 口座番号 7118792

・口座自動引き落とし日：締め切り月の翌月25日（25日が休日の場合は翌営業日）

・支 払 期 限：締め切り月の翌月25日（25日が休日の場合は翌営業日）

*原則として現金でのお支払は取扱いいたしません。

*銀行振込：但馬銀行本店・各支店から振込みされる場合は、振込み手数料不要（所定の納付書をご利用ください。）

*上記以外の金融機関から振込みされる場合は、振り込み手数料が必要な場合はご負担ください。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	公立八鹿病院	橋本歯科医院
所 在 地	養父市八鹿町八鹿 1878-1	養父市上箇 167-16
診 療 科	総合病院	歯科

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご契約者的心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）以下の事項に該当する場合（やむを得ない場合）には、当施設からの退所していただくことがあります。その場合契約解除の1ヶ月以上前に通知します。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

・契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で、実際に入院した日数分の利用料金をご負担頂きます。1日当り：2,460円（個人負担額は246円）

（ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。）

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるよう努めます。

③3ヶ月を超えて入院した場合

3ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第18条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

- (ア) 居宅介護支援事業者の紹介
- (イ) 病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (ウ) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帶して、その債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などをおこなったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置物の引き取り等についても、身元引受人がその責任でおこなう必要があります。
又、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただきます。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただくことになります。
遺留金に関しても身元引受人に引き渡すものとし、身元引受人がこれを責任を持って処理するものとします。万一遺留金を引き渡した後問題が発生しても、当施設は一切の責任は負いません。またご契約者が死亡されていない場合で契約者ご自身が引き取れない場合も同様とします。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力ををお願いする場合があります。

11. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者 生活相談員 五十嵐 彰子

連絡先 079-664-1875

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分。左記の時間以外の場合は生活相談員以外の職員が対応し、緊急を要するものについては即時、そうでない場合は次回出勤日に生活相談員に連絡する。

○苦情解決責任者 かるべの郷さんか管理者

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所 在 地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電 話 番 号 078-332-5617 F A X 番 号 078-332-5650 受 付 時 間 9時00分～17時00分（月曜～金曜）
養父市役所 健康福祉部介護保険課	所 在 地 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675 電 話 番 号 079-662-7603 F A X 番 号 079-662-7491 受 付 時 間 8時30分～17時15分（月曜～金曜）

1 2 . サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

1 3 . 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、危険物や他の利用者に迷惑となる物は原則として持ち込むことができません。また、施設での生活にふさわしくないと判断するものについては、ご遠慮申し上げる場合があります。

(2) 面会

面会時間 原則として 6：30～19：30

なお、来訪される場合、他の利用者に迷惑となるもの等の持ち込みはご遠慮ください。

また、現金や食べ物等のお見舞いなどは職員に申し出てください。

(3) 外出、外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。緊急やむを得ない場合には当日になってもかまいません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記8（1）（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設、設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などをを行うことはできません。

(6) 喫煙

敷地内は禁煙です。

1 4. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 5. 損害賠償について

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

- ②契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

16. サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームかるべの郷ざんか
説明者 職名 生活相談員 氏名 五十嵐 彰子
日 時 令和 年 月 日 時 分
場 所

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印
(契約者との続柄：)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印
(契約者との続柄：)

※立会人

住所

氏名 印

契 約 書

特別養護老人ホームかるべの郷さんか

特別養護老人ホームかるべの郷さざんか入所契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人かるべの郷福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホームかるべの郷さざんか（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。
但し、事業者は、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者またはその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 事業者は、6か月に1回、もしくは契約者またはその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者またはその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者が使用する多床室の提供
 - 二 契約者の食事の提供
 - 三 契約者が選定する特別な居室の提供
 - 四 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 五 契約者に対する理美容サービス
 - 六 別に定めるところ(※重要事項説明書の記載)に従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 七 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、契約者との合意によって日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第二章 料 金

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、場合によって2割もしくは3割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は居住費と食費及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系等の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などをを行うこと
- 三 入所規則その他において事業者が定めた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任による事由によるサービスの実施不能）

- 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 契約者が死亡した場合
- 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条（契約者からの中途解約等）

- 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 契約者は、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合

る場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- 五 契約者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 六 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第20条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院された場合には、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入の準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用していただく場合があります。
- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の住居費を事業者に支払うものとします。但し、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は、国が定める期間内に限定されます。
- 3 契約者が3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合に、事業者が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された時には、事業者は再びホームに入所できるよう努めます。
- 4 契約者が病院又は診療所に入院した時は、入院した翌月から当該月6日間(当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間)を限度に、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
- 5 事業者は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に利

用することができます。この場合には、契約者は第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

第21条（居室の明け渡し－精算－）

- 1 契約者は、第15条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第19条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明渡し、かつ、前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うことになります。

なお、この場合には実際の退所までの間に介護保険給付のあったときには、この給付金額を控除した残額を契約者に負担していただきます。

- 4 第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

第22条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帶してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に、事業者を協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
 - 三 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めます。
- 7 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときには、これを通知することにいたします。

第23条（一時外泊）

- 1 契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。但し、緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他の事項

第24条（代理人の指定）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

住所

連絡先

氏名

続柄

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者（身元引受人）が署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者

住 所 兵庫県養父市十二所871番地
事業者名 社会福祉法人かるべの郷福祉会
代表者氏名 理事長 進 藤 龍 善

契 約 者

住所 _____
氏名 _____ 印 _____

身元引受人

住所 _____
氏名 _____ 印 _____
(契約者との関係 _____)

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____
氏名 _____ 印 _____
(契約者との関係 _____)

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2874800655 号)

当施設はご契約者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 経営主体 | 社会福祉法人かるべの郷福祉会 |
| (2) 所在地 | 兵庫県養父市十二所 871 番地 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 079-664-1875 FAX 079-664-1351 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 進 藤 龍 善 |
| (5) 設立年月日 | 平成 19 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート二階建日本瓦葺 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 2,127.805 m ² |
| (3) 施設の周辺環境 | |

施設は養父市広谷の中心地に位置し、隣に養父中学校、また歩いていける範囲に商店等があり一般生活と密着した環境にあります。

事業の説明

- | | | | |
|---------------|--|----------------------|------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 | 平成 19 年 4 月 1 日指定 | 兵庫県 2874800655 号 |
| (2) 併設事業 | | | |
| | (事業の種類) | (兵庫県知事の事業者指定) | (利用定数) |
| | 指定介護老人福祉施設 | 兵庫県指定 第 2874800630 号 | 50 名 |
| | 指定居宅介護支援事業 | 兵庫県指定 第 2874800648 号 | |
| | 指定通所介護事業 | 兵庫県指定 第 2874800671 号 | 60 名 |
| | 指定訪問介護事業所 | 兵庫県指定 第 2874800663 号 | |
| (3) 施設の目的 | 介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。 | | |
| (4) 施設の名称 | かるべの郷さざんか短期入所生活介護事業所 | | |
| (5) 施設の所在地 | 兵庫県養父市十二所 871 番地 | | |
| (6) 電話・FAX 番号 | TEL 079-664-1875 FAX 079-664-1351 | | |
| (7) 管理者氏名 | 藤 森 博 | | |
| (8) 社 是 | 「社会福祉法人かるべの郷福祉会は、高齢者や障害のある方が生き甲斐のある人生を送ることを支援し、地域に貢献します。」 | | |

- (9) 開設年月 平成 19 年 4 月 1 日
 (10) 通常の事業の実施地域 養父市・朝来市（旧和田山町）
 (11) 営業日 年中無休
 (12) 利用定員 13 人
 (13) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、居室の空き状況やご契約者の心身の状況を考慮して提案させていただきます。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1 人 部 屋	7 室	1 人当たり 12.607 m ²
2 人 部 屋	4 室	1 人当たり 10.150 m ²
4 人 部 屋	12 室	1 人当たり 8.323 m ²
合 計	23 室	
食 堂	1 室	130.690 m ²
機 能 訓 練 室	1 室	30.000 m ²
浴 室	1 室	59.505 m ²
医務室・静養室	1 室	39.690 m ²
娛 樂 室	1 室	17.050 m ²

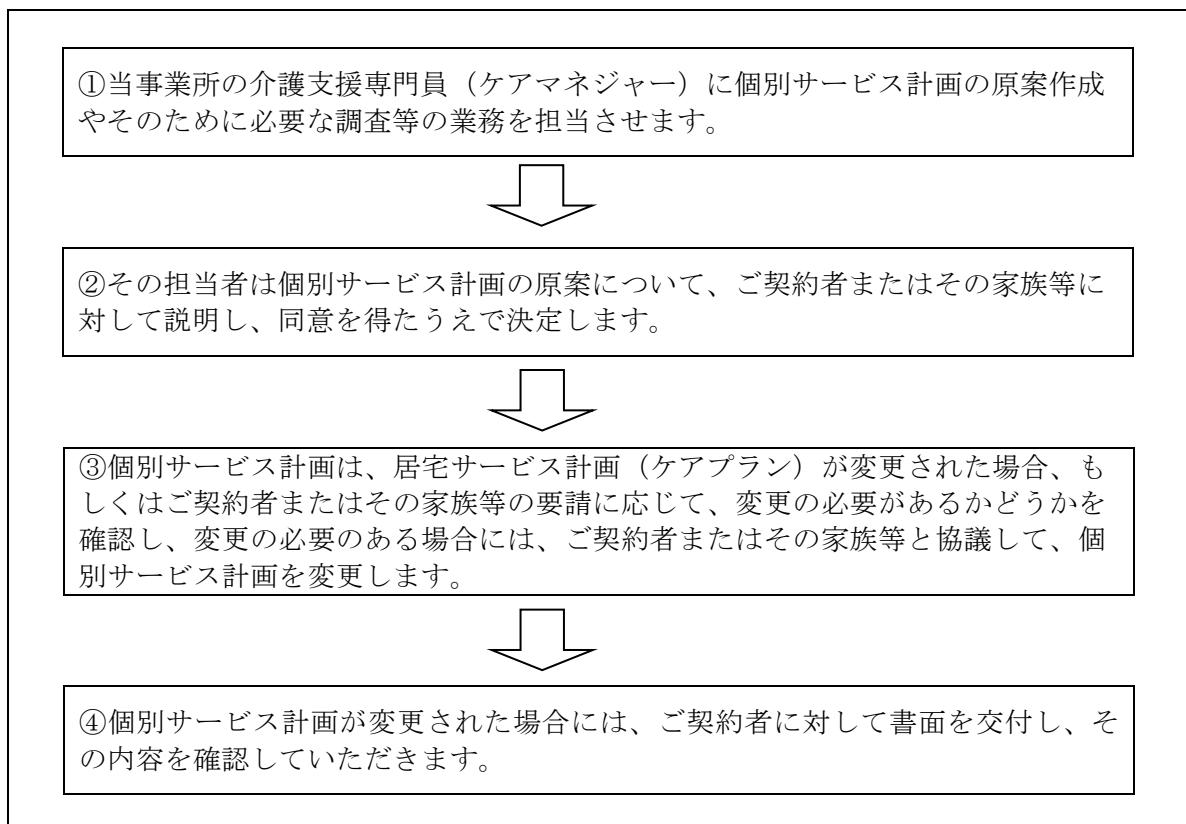
3. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

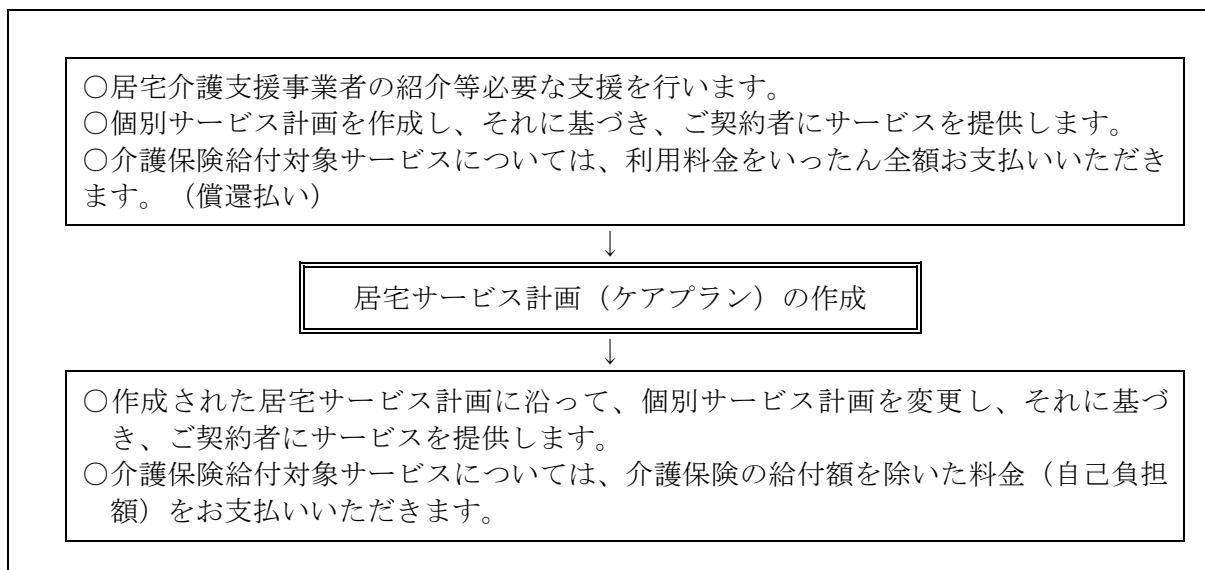
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

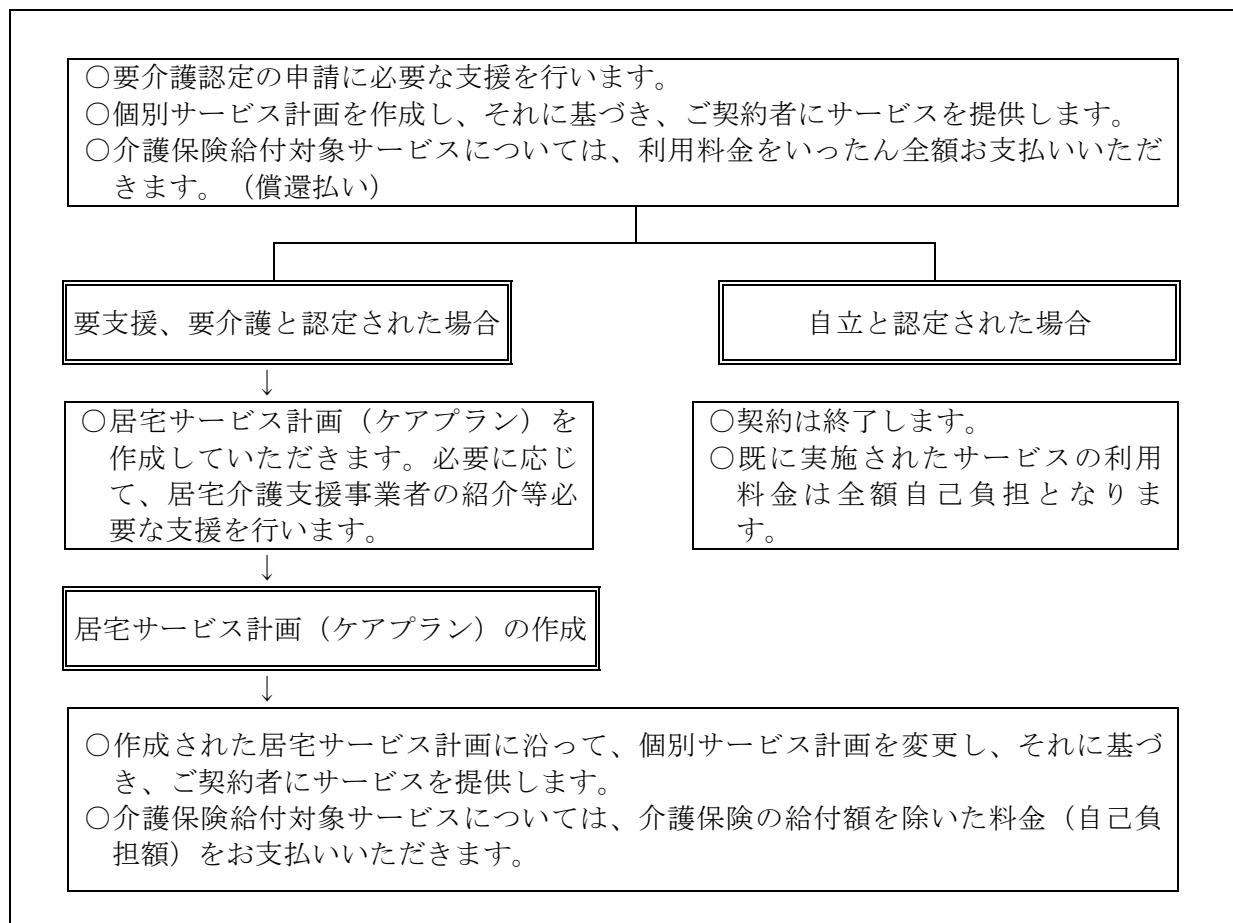


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1. 0 名	1 名
2. 生活相談員	1. 0 名	1 名
3. 看護職員	3. 3 名	3 名
4. 介護職員	18. 5 名	18 名
5. 介護支援専門員	1. 0 名	(1) 名
6. 医師（嘱託）		(1) 名
7. 機能訓練指導員	1. 0 名	1 名
8. 栄養士	1. 0 名	1 名
9. 調理員	4 名	必要数
10. 事務員	1 名	必要数

☆常勤換算：職員それぞれの 1 週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名 ÷ 40 時間=1 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師（嘱託）	毎週木曜日 14：00～15：00
2. 生活相談員	月～金曜日 8：30～17：30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7：00～16：00 2名 日中 8：00～17：00 1名 日中 8：30～17：30 1名 日中 9：00～18：00 1名 日中 9：30～18：30 1名 遅出 10：00～19：00 2名 夜勤 16：30～翌 9：30 2名
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 8：00～17：00 1名 日勤 8：30～17：30 1名 遅出 9：30～18：30 1名

☆土日は上記と異なります。

<配置職員の職種>

生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
嘱託医	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います
栄養士	ご契約者に対して給食管理、栄養指導等を行います。
調理員	ご契約者に対して給食等に関する調理業務を行います。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8：00～ 昼食 11：45～ 夕食 17：30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）お支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<多床室サービス利用料金表>

※多床室の場合の基準費用額（1割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	603	672	745	815	884
4. 居住費	915	915	915	915	915
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計（3+4+5）	2,963	3,032	3,105	3,175	3,244

※多床室の場合の基準費用額（2割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	4,824	5,376	5,960	6,520	7,072
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
4. 居住費	915	915	915	915	915
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計（3+4+5）	3,566	3,684	3,850	3,990	4,128

※多床室の場合の基準費用額（3割負担の場合）

（単位=円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221	4,704	5,215	5,705	6,188
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652
4. 居住費	915	915	915	915	915
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計（3+4+5）	4,169	4,376	4,595	4,805	5,012

なお、保険者（市町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の通りとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

※多床室の場合の利用者負担第1段階

(単位=円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	0	0	0	0	0
5. 食費	300	300	300	300	300
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	903	972	1,045	1,115	1,184

※多床室の場合の利用者負担第2段階

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	430	430	430	430	430
5. 食費	600	600	600	600	600
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,633	1,702	1,775	1,845	1,914

※多床室の場合の利用者負担第3段階①

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	430	430	430	430	430
5. 食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,033	2,102	2,175	2,245	2,314

※多床室の場合の利用者負担第3段階②

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	430	430	430	430	430
5. 食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,333	2,402	2,475	2,545	2,614

従来型個室サービス利用料金表（1日当り）

※従来型個室の場合の基準費用額（1割負担の場合）

（単位：円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,279	3,348	3,421	3,491	3,560

※従来型個室の場合の基準費用額（2割負担の場合）

（単位：円）

本人の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	4,824	5,376	5,960	6,520	7,072
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
4. 居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,882	4,020	4,166	4,306	4,444

※従来型個室の場合の基準費用額（3割負担の場合）

（単位：円）

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221	4,704	5,215	5,705	6,188
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652
4. 居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
5. 食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,485	4,692	4,911	5,121	5,328

なお、保険者(市町村)への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担いただく額は、以下のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

※従来型個室の場合の利用者負担第1段階

（単位：円）

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	380	380	380	380	380
5. 食費	300	300	300	300	300
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,283	1,352	1,425	1,495	1,564

※従来型個室の場合の利用者負担第2段階

（単位：円）

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	480	480	480	480	480
5. 食費	600	600	600	600	600
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	1,683	1,752	1,825	1,895	1,964

※従来型個室の場合の利用者負担第3段階①

(単位：円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	880	880	880	880	880
5. 食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,483	2,552	2,625	2,695	2,764

※従来型個室の場合の利用者負担第3段階②

(単位：円)

本人の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本報酬	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603	672	745	815	884
4. 居住費	880	880	880	880	880
5. 食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,783	2,852	2,925	2,995	3,064

上欄の金額以外にサービス提供体制強化加算、生産性向上体制加算、夜勤職員配置加算、看護体制加算、介護職員等処遇改善加算（介護サービス費×14.0%）が加算されます。

また、送迎を利用する場合は、送迎加算が加算されます。

給付費体系の変更や経済状況の変化、その他やむを得ない事由により利用料金の変更を行う場合があります。変更を行う場合は1か月前までに説明をします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、前記6(1)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

②特別な食事

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供いたします。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

④日常生活

日常生活用品の購入代金等に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものは費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により活動に参加していただくことができます。

利用料金：内容により材料代等の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 口座自動引き落とし	取扱金融機関	但馬銀行広谷支店
イ. 銀行振込	振込先 但馬銀行広谷支店 普通預金 口座名 社会福祉法人かるべの郷福祉会 口座番号 7118792	

・口座自動引き落とし日：締め切り月の翌月25日（25日が休日の場合は翌営業日）

・支 払 期 限：締め切り月の翌月25日（25日が休日の場合は翌営業日）

*原則として現金でのお支払は取扱いいたしません。

*金融機関から振込みされる場合は、振り込み手数料が必要となりますのでご負担ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○ご契約者の都合により、利用予定日の前に、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の3日前までに事業者に申し出て下さい。

○利用予定日の3日前までに申し出がなく、前々日・前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の3日前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前々日に申し出があった場合	当日の利用料金の25%

利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の 50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負額の 50% もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	公立八鹿病院	橋本歯科医院
所 在 地	養父市八鹿町八鹿 1878-1	養父市上箇 167-16
診 療 科	総合病院	歯科

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信心行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあつたり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

（3）契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関する条項はその効力を失います。

（4）契約の終了に伴う援助（契約書第22条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第14条、第15条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
- ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、危険物や他の利用者に迷惑となる物は原則として持ち込むことができません。また、施設での生活にふさわしくないと判断するものについては、ご遠慮申し上げる場合があります。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第17条、第18条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 1. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、また、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約書の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

1 2. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者	生活相談員	五十嵐 彰子
受付時間	毎週月曜日～金曜日	8時30分～17時30分
連絡先	TEL	079-664-1875

○苦情解決責任者 かるべの郷さんか管理者

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所 在 地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	電 話 番 号	078-332-5617
	F A X番号	078-332-5650
	受 付 時 間	9時00分～17時00分（月曜～金曜）
養父市役所 健康福祉部介護保険課	所 在 地	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675
	電 話 番 号	079-662-7603
	F A X番号	079-662-7491
	受 付 時 間	9時00分～17時00分（月曜～金曜）

13. サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	(2) なし		

日時：令和 年 月 日
時 分
場所：

指定居宅サービスにおける短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業所 かるべの郷さんか短期入所生活介護事業所
説明者職名 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所

氏 名 印

身元引受人

住 所

氏 名 印

（契約者との続柄： ）

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを見認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名 印

（契約者との続柄： ）

「指定居宅サービス」利用契約書

～短期入所生活介護～

_____様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人かるべの郷福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が、かるべの郷さざんか短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービス（以下、「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定有効期間の終了日までとします。ただし、契約期間終了日以前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定をうけ、要介護認定有効期間の終了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の終了日をもって契約期間の終了日とします。
- 契約期間終了の7日前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間終了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の終了日までとします。

この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但書と同様の取扱とします。

第3条（個別の居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更）

- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、

それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画（それぞれのサービスの介護計画である短期入所生活介護計画を指す。以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。

- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、契約者またはその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者またはその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者またはその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービスにおける介護給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者が使用する多床室の提供
 - 二 契約者の食事の提供
 - 三 契約者が選定する特別な居室の提供
 - 四 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 五 契約者に対する理美容サービス
 - 六 その他、短期入所生活介護サービスにおいて通常必要となるものに係るサービスの提供
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

- 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第二章 サービス利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（サービス利用料金の1割、一定所得以上の方は2割または3割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとつていただきます（償還払い））
- 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 前項の他、契約者は、短期入所生活介護サービスにおいて、利用期間中の食費ならびに滞在費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 契約者は、短期入所生活介護サービスにおいては、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了後、月毎に支払うものとします。

第9条（利用の中止・変更・追加）

- 契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始

日又は利用期日の3日前までに事業者に申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用開始日又は利用期日の3日前までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、短期入所生活介護サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
但し、契約者は、重要事項説明書記載のコピー代を複写費用として支払います。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うもの

とします。

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- 三 その他決められた（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など）以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者（その家族も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱ

ら起因して損害が発生した場合

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、次の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
 - 一 第9条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合

3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 契約者が入院した場合
- 二 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第20条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第8条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第19条から第21条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第23条（精算）

第18条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から一週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

第七章 その他

第24条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

記

住所

連絡先

氏名

続柄

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して、適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者（身元引受人）が署名又は記名捺印のうえ、契約者、事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者

住 所 兵庫県養父市十二所 871 番地
事業者名 社会福祉法人かるべの郷福祉会
代表者名 理事長 進 藤 龍 善

契 約 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印
(契約者との続柄)

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印
(契約者との続柄)

養護老人ホームかるべの郷あじさい

[特定施設入居者生活介護(介護予防)]

重要事項説明書

特定施設入居者生活介護(介護予防)「養護老人ホームかるべの郷あじさい」

重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人かるべの郷福祉会		
代表者役職・氏名	理事長 進 藤 龍 善		
事業所の種類	指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護		
所在地・連絡先	〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地		
	電話番号	079-664-0002	F A X 079-664-1351

2. 事業所

事業所の名称	養護老人ホームかるべの郷あじさい		
所在地	〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地		
	電話番号	079-664-0002	F A X 079-664-1351
定 員	50名		
事業所番号	2874800689		
管理者職・氏名	施設長 藤 森 博		

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

社会福祉法人かるべの郷福祉会が設置経営する養護老人ホームかるべの郷あじさい（以下「事業所」という。）は、介護保険法（平成12年法律第123号）に規定する、指定居宅サービスの事業にかかる設備及び運営に関する基準により、指定特定入居者生活介護・指定介護予防特定入居者生活介護の事業が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定入居者生活介護及び指定介護予防特定入居者生活介護のサービス（以下「特定施設サービス」という。）を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所の職員は、指定特定サービスの提供にあたって、事業所内の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

4. サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設サービスに

係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

施設の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

(2) サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

(3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規程によるところとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

①食 事

- ・朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～
- ・基本的な食事時間は上記のとおり。但し、利用者のご希望や心身の状態に応じて変則的な対応も行います。
- ・食事は、栄養士（又は管理栄養士）が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、調理員が調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行うことがあります。
- ・食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

②入 浴

入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

③その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

④機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。まずは職員へご相談ください。

⑤健康管理

原則毎週1回、診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。必要に応じて、嘱託医以外への外来に受診する場合があります。

(4) その他のサービス

①理 容

施設内での理容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

②所持品の管理

持ち込みできるお荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については施設の金庫にお預かりすることもできます。

③レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

5. 当施設の設備の概要

居室・設備の種類	室数	面積(m ²)	居室・設備の種類	室数	面積(m ²)
居室(2人部屋)	25	400.00	面会コーナー	1	14.80
静養室	1	30.30	談話コーナー	2	22.42
食堂	1	88.80	トイレ	16	74.99
浴室・脱衣室	1	53.12	洗濯室	2	29.40
集会室(機能訓練室)	1	181.00	医務室	1	17.50
娯楽室	1	60.40	面接室	1	11.25

6. 職員配置状況

(1) 管理者・・・1名

管理者は、事業所の職員管理及び事業の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、その他について統括します。

(2) 生活相談員・・・1名

利用者及び家族への生活相談、必要に応じた助言指導を行います。

(3) 計画作成担当者(介護支援専門員)・・・1名(兼務)

特定施設サービス計画の作成、モニタリング等を行います。

(4) 介護職員・・・必要数

利用者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。

(5) 看護職員・・・常勤換算1名以上

利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行います。

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(6) 機能訓練指導員・・・1名(看護職員と兼務)

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

7. 料 金

(1) 保険が適用される基本料金

(単位：円)

1日あたりの料金		金額	負担 1割	負担 2割	負担 3割
特定施設入所者生活介護	要支援 1	1,830	183	366	549
	要支援 2	3,130	313	626	939
	要介護 1	5,420	542	1,084	1,626
	要介護 2	6,090	609	1,218	1,827
	要介護 3	6,790	679	1,358	2,037
	要介護 4	7,440	744	1,488	2,232
	要介護 5	8,130	813	1,626	2,439
入居継続支援加算 I		360	36	72	108
夜間看護体制加算 II		90	9	18	27
協力医療機関連携加算 (1ヶ月あたり)		1,000	100	200	300
生産性向上推進体制加算 II (1ヶ月あたり)		100	10	20	30

※ 1： 上記以外に、介護職員等処遇改善加算 I (1ヶ月分の介護サービス費合計×12.8%) が加算されます。

※ 2： 該当される場合、若年性認知症受入加算 [120 単位/日] が加算されます。

※ 3： 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) その他自己負担となるもの（保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの）

①個別的な選択による介護サービス利用料

・個別的な外出介助に要する費用（実費）

I 利用者の特別な希望により個別に行われる買物・旅行等の外出介助

II 特定施設が定めた協力病院等以外の通院又は入退院の際の外出介助

・個別的な買物等の代行（実費）

利用者の特別な希望により当該施設が想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買物等の代行に要する費用

・標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助（実費）

・利用者が個人専用として使用する福祉用具・オムツ代

②その他 実費

・理美容代

・外食代

・行事等で特別にオーダーした場合の食事代

(3) 利用料等のお支払方法

利用料は、当月請求額を毎翌月 25 日に利用者名義の銀行口座から口座振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 相談・苦情窓口

お客様相談窓口	責任者 生活相談員 波多野崇・福田華代 時間帯 8:30~17:30 連絡先 079-664-0002
---------	---

(2) 秘密保持・身体拘束その他の行動制限

- ①秘密保持について、個人情報保護法及び当法人の諸規定に基づき、本施設及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ②本施設は、万が一の事態が発生し個人情報の提示、提供する場合、必要な機関に対し、利用者及び利用者の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- ①兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情窓口 電話 078-332-5617
②養父市役所健康福祉部介護保険課 電話 079-662-7603

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。		
	別途定める消防計画にのっとり、年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。		
避難訓練及び防災設備	設備名称	個数等	設備名称
	スプリンクラー	あり	防火戸・シャッター
	避難階段	2カ所	非常口
	自動火災報知機	あり	消火器
	誘導灯	26カ所	

10. 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変があった場合は、速やかに利用者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（身元引受人等）へ連絡します。なお、養護老人ホームの入所時の内容から変更がある場合はお申し出ください。

11. 協力医療機関

医療機関	総合病院	公立八鹿病院
	歯科	橋本歯科医院

12. 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8:30~18:30 緊急時などはこの限りではありません。
外出・外泊	外出・外泊をされる場合は、2日前までにお申し出ください。緊急やむを得ない場合は当日になってもかまいません。
居室・設備器具の使用	施設内の居室や設備等は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

喫 煙	敷地内全面禁煙。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は、ご遠慮下さい。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は禁止します。

1 3. 施設入居・利用契約

(1) 施設入居

各自治体の措置決定によって入所が認められ、かつ、要支援・要介護状態にある場合に限り、特定施設サービスを利用することができます。よって、心身の機能が改善され自立となった場合や措置が廃止された場合には契約は解除されます。

(2) 利用契約

施設の運営については、利用者と事業者との間で結ばれた「養護老人ホームかるべの郷あじさい 利用契約書」に従います。

1 4. サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の 実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

日 時：令和 年 月 日 時 分
場 所：養護老人ホームかるべの郷あじさい

説明者 職 名

氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、この内容に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

養護老人ホームかるべの郷あじさい

[特定施設入居者生活介護(介護予防)]

契 約 書

特定施設入居者生活介護(介護予防) 「養護老人ホームかるべの郷あじさい」

利用契約書

利用者_____（以下「甲」という。）と事業者 社会福祉法人かるべの郷福祉会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する養護老人ホームかるべの郷あじさい（以下「本施設」という。）の特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入所者生活介護のサービス（以下「特定施設サービス」という。）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービスを提供します。

2 乙は、特定施設サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、特定施設サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（特定施設サービス計画の作成・変更）

第4条 乙は、本施設の計画作成担当者に、甲のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

2 計画作成担当者は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が人間的に自立した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の従業者と協議の上、特定施設サービス計画案を作成し、それを甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

3 特定施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、特定施設入所者生活介護サービスの内容、特定施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する特定施設サービスの目的に従い、特

定施設サービス計画の変更を行います。

- 一 甲の心身の状況等の変化により、当該特定施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 甲が特定施設サービス計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項に定める特定施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその後見人（代理人）、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

（特定施設サービスの内容及びその提供）

第5条 乙は、前条により作成された特定施設サービス計画に基づき、甲に対し特定施設サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための特定施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲の特定施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めるることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（身体的拘束その他の行動制限）

第6条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

（協力義務）

第7条 甲は、乙が甲のため特定施設入所者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した特定施設入所者生活介護サービスについて甲及びその後見人、家族又は身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲及びその後見人、家族又は身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

（緊急時の対応）

第9条 乙は、現に特定施設サービスの提供を行っているときに甲の容態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに甲の主治医又は本施設の協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（費用）

第10条 乙が提供する特定施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及び他の費用は、別紙

重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する特定施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、変更を行う 1 か月前までに説明をしたうえで、相当な額に変更することができるものとします。

(法定代理受領サービスの同意)

第 11 条 甲は、甲が乙に支払うべき特定施設サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、乙が甲に代わって保険者より支払いを受けることに同意します。

(他の居宅サービスの利用)

第 12 条 甲のための特定施設サービスの提供に必要がある居宅サービスで、乙により提供ができない場合に、甲が他の指定居宅サービス事業者からサービスを受けるときの費用は、乙が負担します。

(秘密保持)

第 13 条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 カ月以上滞納したとき。
- 二 甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったとき
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第 16 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 第15条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- 四 第16条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- 五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲と乙との間で、施設入居・利用契約が終了したとき。
- 七 甲が、死亡したとき。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、特定施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
 - 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

- 第18条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

- 第19条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。
- 2 身元引受人は次の責任を負います。
 - 一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

- 第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、兵庫県養父市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

- 第21条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和　　年　　月　　日

契約者（甲）

住　　所 _____

氏　　名 _____ 印

身元引受人

住　　所 _____

氏　　名 _____ 印

署名代行者

住　　所 _____

氏　　名 _____ 印

事業者（乙）

住　　所　　兵庫県養父市十二所871番地

事業社名　　社会福祉法人かるべの郷福祉会

事業所名　　養護老人ホームかるべの郷あじさい

代表者名　　理事長　　進　藤　龍　善　　印

かるべの郷デイサービスセンター「指定通所介護事業所」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(兵庫県指定第 2874800671 号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人かるべの郷福祉会
(2) 法人所在地 兵庫県養父市十二所871番地
(3) 電話番号 079-664-1875
(4) 代表者氏名 理事長 進藤 龍善
(5) 設立年月日 平成19年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建
(2) 建物の延べ床面積 4,530.959m² (併設施設全体)

事業所の説明

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
(2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう支援する事を目的として、事業所の施設を利用し、適切な通所介護サービスを提供いたします。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
(3) 事業所の名称 かるべの郷デイサービスセンター
(4) 事業所の所在地 兵庫県養父市十二所871番地
交通機関 J R 八鹿駅より、バスで15分
(5) 電話番号 079-664-1218
(6) 事業所長(管理者)氏名 藤森 博
(7) 開設年月日 平成19年4月1日
(8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 介護老人福祉施設 定員50名
短期入所生活介護 定員10名
居宅介護支援事業
訪問介護事業
養護老人ホーム
(9) 通常の事業の実施地域 養父市・朝来市（旧和田山町）

(10) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30 (相談の上時間延長可能)

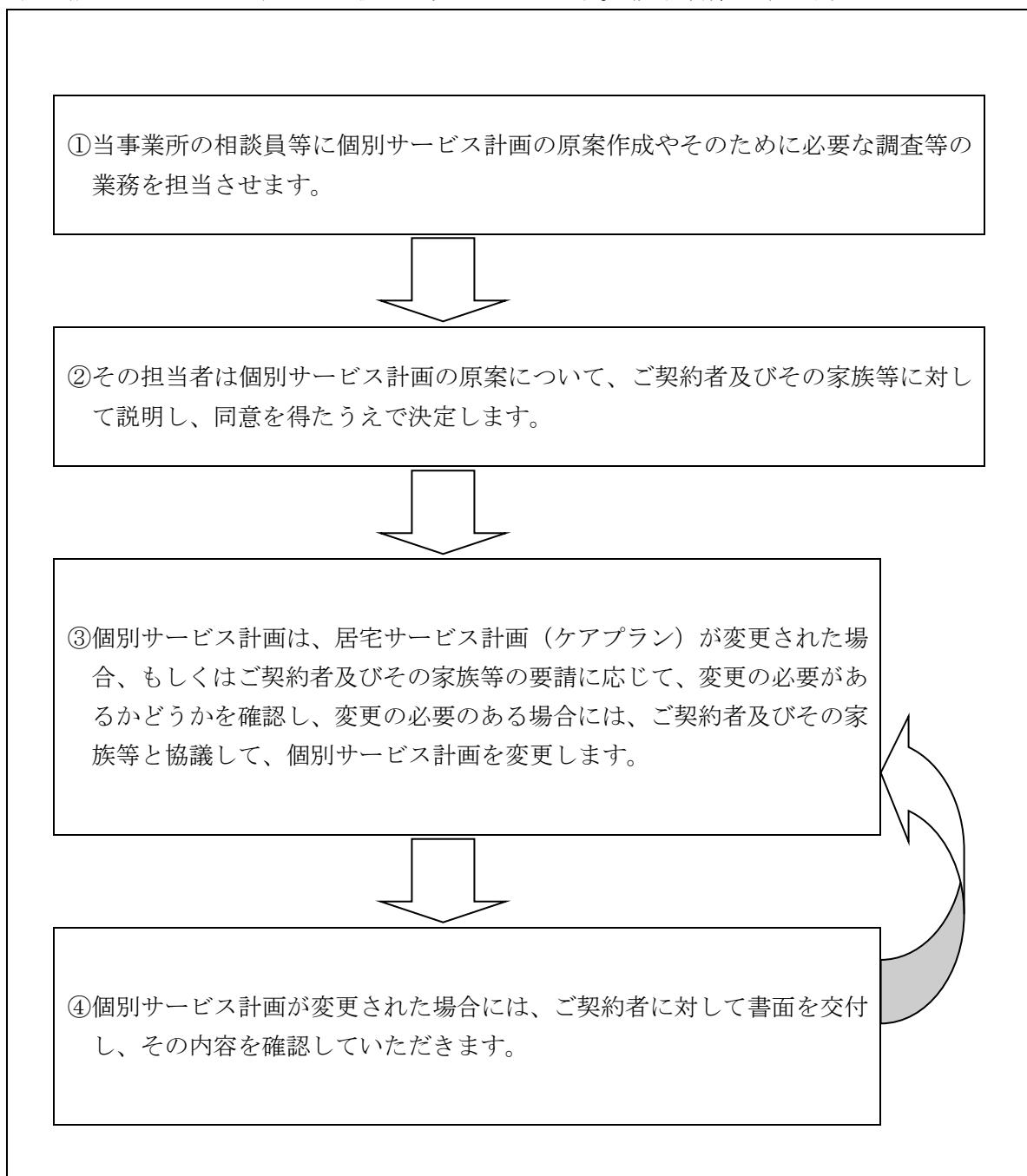
(ただし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休みます)

(11) 利用定員 通所介護 55名

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



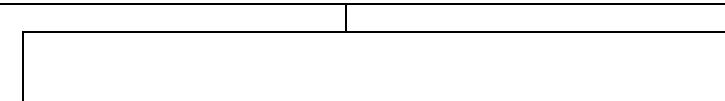
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要介護と認定された場合

自立と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等の紹介等必要な支援を行います。



- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	通所介護	
	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（施設長）	1. 0名（兼務）	1名
2. 生活相談員	1. 0名	1名
3. 介護職員	12. 0名	10名
4. 看護職員	1. 2名	1名以上
5. 機能訓練指導員	2. 4名	2名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間総数を当事業所における常勤職員の所定勤務労働時間数で除した数です。

〈主な職員の配置状況〉

職種	勤務体制	
1. 生活相談員	勤務時間	8：15～17：15
2. 介護職員	勤務時間	7：30～16：30 8：00～17：00 8：15～17：15 9：00～18：00
3. 看護職員	勤務時間	8：15～17：15

〈配置職員の職種〉

1. 生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
2. 介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
3. 看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活の上の介護等も行います

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○ 通所介護サービス

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

(i) 〈通所介護サービス概要〉

①食事（ただし、食材料費は別途いただきます）

- ・当事業所では、栄養士が立案する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の心身の状況を考慮した上、自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）　　昼食　　12:00～13:00

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤アクティビティ

ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退防止するためにレクリエーション等を行います。

⑥健康管理

看護職員が健康管理を行います。

利用者の主治医の指示がある場合は医療処置を行います。

(ii) 〈標準的なサービス料金（1日あたり）〉

指定介護サービス利用料金表を参照いただき、ご契約者の要介護度に応じた介護サービス費から介護保険給付費額を除いた自己負担額と食費の合計金額をお支払い下さい。

(1日当りの自己負担額の目安)

単位（円）

		1割負担の方					備考
1	要介護状態区分	1	2	3	4	5	
	3時間以上4時間未満	3,450	3,950	4,460	4,950	5,490	
	4時間以上5時間未満	3,620	4,140	4,680	5,210	5,750	
	5時間以上6時間未満	5,250	6,200	7,150	8,120	9,070	
	6時間以上7時間未満	5,430	6,410	7,400	8,390	9,390	
	7時間以上8時間未満	6,070	7,160	8,300	9,460	10,590	
	8時間以上9時間未満	6,230	7,370	8,520	9,700	10,860	
2	個別機能訓練加算（I）□	760					該当される方のみ
3	個別機能訓練加算（II）	200					該当される方のみ
4	入浴介助加算（I）	400					該当される方のみ
5	認知症加算	600					該当される方のみ
6	中重度者ケア体制加算	450					
7	サービス提供体制強化加算（I）	220					
8	介護サービス費小計（7時間以上8時間未満）	8,700	9,790	10,930	12,090	13,220	
9	介護職員処遇改善加算I（8×9.2%）	800	901	1,006	1,112	1,216	
10	介護サービス費合計（8+9）	9,500	10,691	11,936	13,202	14,436	
11	介護保険からの給付金額	8,550	9,621	10,742	11,881	12,992	
12	自己負担額（介護保険対象）	950	1,070	1,194	1,321	1,444	
13	食費（介護保険対象外）	550					
1日当り自己負担額（12+13）		1,500	1,620	1,744	1,871	1,994	
		2割負担の方					
	要介護状態区分	1	2	3	4	5	
10	介護サービス費合計（8+9）	9,500	10,691	11,936	13,202	14,436	
11	介護保険からの給付金額	7,600	8,552	9,548	10,561	11,548	
12	自己負担額（介護保険対象）	1,900	2,139	2,388	2,641	2,888	
13	食費（介護保険対象外）	550					
1日当り自己負担額（12+13）		2,450	2,689	2,938	3,191	3,438	
		3割負担の方					
	要介護状態区分	1	2	3	4	5	
10	介護サービス費合計（8+9）	9,500	10,691	11,936	13,202	14,436	
11	介護保険からの給付金額	6,650	7,483	8,355	9,241	10,105	
12	自己負担額（介護保険対象）	2,850	3,208	3,581	3,961	4,331	
13	食費（介護保険対象外）	550					
1日当り自己負担額（12+13）		3,400	3,758	4,131	4,511	4,881	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、支給限度額内の自己負担額の外、超過分金額も自己負担となります。

②2時間未満でのサービス

健康状態などを考慮した上で、短時間のサービス利用をせざるを得ない方に限り下記の料金にてサービスをご利用していただきます。

一般入浴対象者 1,000円／回 特別入浴対象者 1,500円／回

※ただし、送迎が必要な方は、[@ 50円×走行距離 (km)] で計算した料金を別途いただきます。走行距離：当事業所から送迎場所（ご自宅など）までの距離

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 20円

④食事の提供

ご契約者の食事にかかる費用です。

ご利用 1回あたり 550円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥通常の事業実施地域外への送迎

送迎が必要な事業実施地域外の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎費用として下記の料金をいただきます。

利用料金：[@ 50円×走行距離 (km)] で計算した金額。

走行距離：事業実施地域内との境界線から送迎場所（ご自宅など）までの距離

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更内容と変更事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金、費用は次のとおりお支払ください。

ア. 下記指定口座への振り込み

但馬銀行広谷支店 普通口座 7118792

口座名義 社会福祉法人かるべの郷福祉会

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

・口座自動引き落とし日：締め切り月の翌月25日（25日が休日の場合は翌営業日）

・支 払 期 限：締め切り月の翌月25日（25日が休日の場合は翌営業日）

*原則として現金でのお支払は取扱いいたしません。

*金融機関から振込みされる場合は、振り込み手数料が必要となりますのでご負担ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出があった場合	当日の利用料金の 50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従って自己負担額の 50% もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所稼動状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間を同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスの利用ができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状態が自立（非該当）と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者からの解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
(一部解約はできません)
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくは従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただきます。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事象が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービス提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に非常災害対応訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対し行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご家族の同意を得て行動制限の措置等を行う場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治医等に連絡するなどの必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス提供従事者は、サービス提供にあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、適正なサービス提供上必要な情報の共有を目的とする関係機関への情報提供は、ご契約者の同意を得ます。

8. サービス利用に関する留意事項

(1) 持込の制限

当施設の利用にあたり、危険物や他の利用者に迷惑となる物品等は持ち込むことができません。また、施設利用にふさわしくないと判断するものについては持込をご遠慮申し上げることができます。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に修復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対して速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなどの必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者は賠償責任の一部又は全部を免れます。

- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ①契約者（その家族を含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ②契約者（その家族を含む）が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスが原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

11. サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

12. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口 かるべの郷デイサービスセンター

〔担当〕 生活相談員 吾郷 美紀

TEL 079-664-1218

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～16:30

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 連絡先：TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間：9時00分～17時00分 月～金曜日
養父市役所健康福祉部介護保険課	所在地：養父市八鹿町八鹿1675番地 連絡先：TEL 079-662-7603 受付時間：8時30分～17時30分 月～金曜日
各市町村介護保険担当課	

日時：令和 年 月 日
時 分
場所：

通所介護サービス事業のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 かるべの郷デイサービスセンター 指定通所介護事業所

説明者 (職名) 生活相談員 (氏名) 吾郷 美紀 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス事業の提供開始に同意します。

契約者 (利用者)

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄：)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス事業の提供開始に同意したことと確認しましたので、署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄：)

かるべの郷デイサービスセンター「指定通所介護事業所」

利用契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人かるべの郷福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が「かるべの郷デイサービスセンター」（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護サービス及び通所介護サービス（以下、「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定有効期間の終了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定をうけ、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 契約期間満了の7日前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項と同様の取扱とします。

第3条（個別の居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更）

- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画（それぞれのサービスの介護計画である通所介護計画、を指す。以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

- 3 事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、契約者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、通所介護サービス、において日常生活上通常必要となるサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

- 1 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に通所介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 事業者は、運営規定を厳守するものとします。

第二章 サービス利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービ

ス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただきます。(償還払い)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、通所介護サービスにおいては、食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を支払うものとします。
- 4 通所介護サービスにおいては、サービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに支払うものとします。
- 5 前項但し書の場合において、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第9条 (利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日又は利用期日の前々日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日又は利用期日の前々日までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、短期入所生活介護サービス、老健入所、入院等については、第6条に定める利用期間中であってもサービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第17条第3項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条 (利用料金の変更)

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系等の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動の制限をする行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、契約者は、重要事項説明書記載のコピー代を複写費用として支払います。
- 6 事業者は、サービス提供時において契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

- 1 条契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
- 2 決められた場所以外での喫煙
- 3 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などをを行うこと
- 4 その他決められた（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など）以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第15条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- 2 契約者（その家族も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 5 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 二 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 三 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 四 第18条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 次の事項に該当する場合はこの契約は自動的に終了します。
 - 一 契約者が介護保険施設に入所した場合
 - 二 契約者が死亡した場合
 - 三 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- 3 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条 (契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、次の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
 - 一 第10条第3項により本契約を解約する場合
- 3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 契約者が入院した場合
 - 二 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第20条 (契約者からの契約解除)

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

第21条 (事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

1 第18条から第20条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第23条（精算）

1 第18条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から一週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

第七章 その他

第24条（契約当事者の変更）

1 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である次の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

記

住 所

氏 名

続 柄

連 絡 先

第25条（苦情処理）

1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して、適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者（身元引受人）が署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者

住 所 兵庫県養父市十二所871番地
事業者名 社会福祉法人かるべの郷福祉会
代表者職氏名 理事長 進 藤 龍 善

契 約 者

住 所

氏 名

印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄)

身元引受人

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄)

かるべの郷ホームヘルパーステーション

かるべの郷ホームヘルパーステーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(兵庫県指定第 2874800663 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 かるべの郷福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県養父市十二所 871 番地
- (3) 電話番号 079-664-1875
- (4) 代表者氏名 理事長 進藤 龍善
- (5) 設立年月 平成 19 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
- (2) 建物の延べ床面積 823.62 m² (施設全体)

3. 事業所の説明

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成 19 年 4 月 1 日指定 兵庫県指定第 2874800663 号
- (2) 事業の目的 介護保険法令に従い、ご契約者(ご利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、自宅に訪問し援助させていただく、訪問介護サービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業所の名称 かるべの郷ホームヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 兵庫県養父市広谷 83 番地
- (5) 電話番号 079-664-1371
- (6) 管理者氏名 橋本 佳
- (7) 開設年月 平成 19 年 4 月 1 日

(8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[居宅介護支援事業]	平成 19 年 4 月 1 日指定	兵庫県第 2874800648 号
[指定老人福祉施設]	平成 19 年 4 月 1 日指定	兵庫県第 2874800630 号
[短期入所生活介護]	平成 19 年 4 月 1 日指定	兵庫県第 2874800655 号
[通所介護]	平成 19 年 4 月 1 日指定	兵庫県第 2874800671 号
[養護老人ホーム]	平成 19 年 4 月 1 日指定	兵庫県第 2874800630 号

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 養父市・朝来市（旧和田山町）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	7 時 00 分～22 時 00 分 電話は 24 時間対応

5. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。			
職種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 事業所長(管理者)	1 人		1 人
2. サービス提供責任者	2 人		2 人
3. 訪問介護員	5 人	2 人	6.81 人
(1) 介護福祉士	5 人	2 人	
(2) ヘルパー1 級	1 人	0 人	
(3) ヘルパー2 級	5 人	2 人	
(4) ヘルパー3 級	0 人	0 人	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、以下のサービスがあります

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金から利用者負担を除いた金額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ①身体介護……入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
 - 入浴介助…浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。
 - 清拭介助…身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。
 - 排泄介助…おむつ交換、採尿器や差込便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。
 - 食事介助…食事の全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。
 - 体位変換…褥創等の防止のために、一日何回か体位変換を行う介助を行います。
 - 着脱介助…衣服の着脱の介助を行います。ご利用者が自分で行えるよう配慮しながら行います。
 - 整容介助…身繕いを介助します。整髪、美容、爪きり等が含まれます。
 - 自立支援のための見守り的援助…自立支援・ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助出来る状態で行う見守り等。
- ②生活援助……調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。
 - 調理…ご利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。(ご利用者以外の家族等の食事の調理はできません。)
 - 洗濯…日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のはつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲の補修です。
 - 掃除…居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、ご利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。(庭等の敷地の掃除は行いません。)
 - 買物…ご利用者の日常生活に必要となる日用品や食料品などの買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分注意し、常にご利用者の確認を得ながら行います。ご利用者宅から買い物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買い物を行う場合は、ご利用者やサービス提供責任者と十分相談し、買い物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。(預金・貯金の引き出し、預け入れは行いません。)
 - 衣類の入れ替え…季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。
 - ③通院介助…通院の介助を行います。(ヘルパーの車での送迎は行っていません)
 - ④身体介護と生活援助を組み合わせたサービスもあります。

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計

画(ケアプラン)を踏まえた訪問介護計画に定められます。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前 8 時～午後 6 時)での料金は別紙の通りです。

(これはサービス提供時間による一例です。この時間以上のサービス提供もあります)

当事業所は特定事業所加算 I を算定しています。初回加算・緊急時該当加算を算定する場合はお知らせいたします。

☆平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早朝 (午前 7 時から午前 8 時)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時)
加算割合	25%加算	25%加算

☆一人でのヘルプサービスが不可能と判断される場合、ご利用者の同意の上で、2人の訪問介護員が共同でサービスを行い、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(境界線から超えた部分につき 10 円/

Km) をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

(手数料はご利用者に負担していただきます)

但馬銀行 広谷支店 普通預金口座N 0. 7 1 1 8 7 9 2

口座名義 社会福祉法人かるべの郷福祉会

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:但馬銀行、但馬信用金庫、JA たじま

ウ. 現金支払い

(5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合、無料

利用予定日当日までに申し出がなかった場合、利用料金全額（自己負担と介護保険負担分）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

7. 利用者の記録及び情報の管理

- (1) 事業者は、法令に基づいてご利用者の記録及び情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。
- (2) ご利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等の連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、ご利用者の同意（「個人情報使用同意書」）に基づ

き、情報提供を致します。

8. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

(1) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

6. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者が行うこと
はできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は
訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させ
ていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく事が
あります。

④ご利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

⑤事業所では原則としてご利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについ
ては、ご利用者又はその家族とご相談させていただきます。

⑥従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

⑦事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、ご利用者の書面によ
る求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

(2) サービス内容の変更

サービス利用当日にご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができな
い場合には、担当介護支援専門員に連絡・相談し、サービス内容の変更を行います。その場
合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求させていただく事が
あります。

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は
行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及び喫煙
- ⑤ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

9. 損害賠償

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

事業者は、自己の責めに帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。

10. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、下記の連絡先に連絡します。

〈緊急連絡先〉

緊急連絡者氏名 (続柄)

携帯電話番号

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置についてすべて記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知りえたご利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 3. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 4. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 5. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

養父市広谷 83 番地 かるべの郷ホームヘルパーステーション

[責任者] 管理者 橋本 佳

受付時間 月曜日～金曜 8:30～17:30

電話 079-664-1371 fax 079-664-0700

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・養父市地域包括支援センター

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝祭日除く

電話 079-662-6141

・養父市介護保険課

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝祭日除く

電話 079-662-7603

(3) 国民健康保険団体連合会

神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1-1801 号

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15 祝祭日除く

電話 078-332-5617 fax 078-332-5650

附則

H21. 3. 1 改定

H21. 4. 1 改定

H21. 6. 1 改定

H22. 4. 1 改定

H24. 4. 1 改定

H25. 4. 1 改定

H26. 4. 1 改定

H27. 3. 1 改定

H27. 4. 1 改定

H28. 4. 1 改定

H29. 4. 1 改定

H30. 4. 1 改定

H31. 4. 1 改定

R1. 5. 1 改定

R2. 4. 1 改定

R3. 4. 1 改定

R4. 4. 1 改定

R5. 4. 1 改定

R6. 4. 1 改定

R6. 6. 1 改定

R7. 4. 1 改定

16. 重要事項を説明した年月日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項の説明場所	令和　　年　　月　　日
説明者氏名	印
説明時間	

〈事業者〉

所在地　　兵庫県養父市広谷 83 番地

事業所名　かるべの郷ホームヘルパーステーション　印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

利用者　　住所

　　氏名　　印

署名代行者　　住所

　　氏名　　印
(続柄　　)

<重要事項説明書付属文書>

契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。サービス提供までの流れは次の通りです。

介護保険の申請



要介護認定の結果通知



居宅介護支援契約

↓ ケアマネジャーが居宅を訪問し、利用者の解決すべき問題を把握します

利用者によるサービス選択



地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用者に希望するサービスを選んでいただきます

居宅サービス計画の作成



ケアマネジャーがサービス提供事業者との調整を行います（サービスの予約）

訪問介護の利用申し込み



重要事項説明



事業者を決定するに当たって利用者に具体的な利用料、サービス内容について説明します

訪問介護の利用契約



利用者・サービス提供事業者との双方合意の下訪問介護の利用に関する契約を行います

訪問介護計画（個別援助計画）の作成



利用者・家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成します

サービス利用

利用料の支払い

「指定訪問介護（ホームヘルプ）」 利用契約書

指定訪問介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人かるべの郷福祉会（以下「事業者」という）は、介護保険法令の趣旨に従い、
_____様（以下利用者という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ
とができるよう指定訪問介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結の令和 年 月 日から契約者の要介護認定の有
効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定の満
了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日としま
す。

2. 契約期間の満了日の2日前までに、利用者又は利用者の代理人から書面等による契約終
了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様
とします。

第3条（訪問介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケ
アプラン）」に沿って訪問介護計画を作成します。

2. 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、訪問介護の目
標を設定し、「訪問介護計画」に基づき計画的に行います。

3. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合、その変更が「居
宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護計画」の変更等の対応を行
います。

4. 事業者は、「訪問介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家
族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（サービスの内容及びその提供）

1. 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という）
に定めたとおりです。

2. 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき利用者及びその家族に説明し、書面に

よる同意を得た上で交付します。

3. 事業者は、「訪問介護計画」に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
4. 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
5. 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第5条（緊急時の対応）

1. 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条（居宅介護支援事業者との連携）

1. 事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する物との綿密な連携に努めます。
2. 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第7条（秘密保持・個人情報の保護）

1. 事業者は及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者にもらしません
なおこの守秘義務は、契約終了後も同様です。
2. 前項に規定にもかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身の情報を含む個人記録を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - (2) 上記（1）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
 - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調を崩し又はケガ等で病院に行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
3. 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第8条（賠償責任）

1. 事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2. 事業者は、自己の責めに帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にそれをつげず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する徵収、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第9条（利用者負担金及びその変更）

1. 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記入に従い、利用者負担金を支払います。

2. 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

3. 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の一ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第10条（利用者負担金の支払い）

1. サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の一割をお支払いいただきます。

2. 保険料の滞納などにより、サービス費の一割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

3. 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、よく月末までに利用者に請求し、利用者は、次の方法により支払います。

- (1) 当事業所指定の金融機関への口座引き落とし（ただし、口座引き落としが開始されるまでの期間は、口座振込み又は現金支払いで対応する）
- (2) 現金による支払い

第11条（利用者負担金の滞納）

1. 利用者が正当な理由なく利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により
7日以上の期間を定めてその期間内に滞納金の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催促をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険以外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
4. 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条（契約の満了）

1. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
(要支援1・2と認定された場合は、別個介護予防訪問介護の契約を締結します)
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が4週間以上不明になったとき
- (4) 第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が契約又は解除された場合
- (5) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (6) 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に刻するサービスの提供が不可能になった場合
- (7) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第13条（利用者の解約権）

1. 利用者は事業者に対して、契約満了日の2日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による解約を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

（2）事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第14条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- （1）利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）第11条による場合
- （3）利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第15条（契約終了時の援助）

契約を介助又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにそのほかの保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第16条（苦情処理）

1. 事業者は、利用者又はその家族からの訪問介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの利用向上及び改善に努めます。
2. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
3. 利用者は介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第17条（代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合には、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第18条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者がお互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業者)

住 所 兵庫県養父市十二所 871 番地
事業者名 社会福祉法人 かるべの郷福祉会
理事長 進藤 龍善 印

(利用者)

住 所
氏 名 印

利用者が署名できないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代行します。

(署名代行者)

住 所
氏 名 印(続柄)

個人情報使用同意書

介護保険法に関する法令に従い、事業者が契約者のサービス計画に基づくサービス提供を円滑、かつ一体的に実施するため、サービス担当者会議等で契約者、もしくは家族等の必要な情報を各サービス担当者と共有することについて同意します。

令和 年 月 日

社会福祉法人かるべの郷福祉会
指定訪問介護事業所
かるべの郷ホームヘルパーステーション 様

利用者

氏名

印

署名代行者

氏名

印

かるべの郷居宅介護支援事業所

居宅介護支援及び介護予防支援に関する重要事項説明書

令和 年 月 日

1 担当する介護支援専門員

担当者

連絡先 かるべの郷居宅介護支援事業所

午前8時30分～午後5時30分 (12/31～1/3 を除く)

2 事業所の概要

事業所名	かるべの郷居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県養父市上箇153番地1
事業所番号	養父市 第2874800648号
連絡先	TEL 079-664-1006 FAX 079-664-1364
営業日	月～日 (12/31～1/3 を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 (緊急時は電話で24時間対応します)
サービス提供実施地域	養父市及び朝来市和田山町 但し介護予防支援については養父市のみとします

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人かるべの郷福祉会	
所在地	兵庫県養父市十二所871番地	
連絡先 (代表)	TEL 079-664-1875 FAX 079-664-1351	
法人種別	社会福祉法人	
代表者	理事長 進藤 龍善	
法人の行う他の業務	特別養護老人ホームかるべの郷さざんか かるべの郷さざんか短期入所生活介護事業所 かるべの郷短期入所生活介護事業所 養護老人ホームかるべの郷あじさい かるべの郷デイサービスセンター かるべの郷認知症対応型共同生活介護 かるべの郷ホームヘルパーステーション かるべの郷ドリームワークス かるべの郷ドリーム相談所 かるべの郷ドリームブリッジ かるべの郷グループホーム夢一 かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース かるべの郷放課後等デイサービス	兵庫県第2874800630号 兵庫県第2874800655号 兵庫県第2874800754号 兵庫県第2874800689号 兵庫県第2874800671号 養父市第2894800073号 兵庫県第2874800663号 兵庫県第2814800138号 兵庫県第2834810018号 兵庫県第2814800187号 兵庫県第2824800011号 兵庫県第2814800161号 兵庫県第2854801020号

4 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者(主任介護支援専門員)	1人
介護支援専門員(ケアマネジャー)	居宅介護支援専門員	3人以上

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公平中立な立場から、お客様が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的として、介護予防サービス・支援計画及び居宅サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成し、サービスの提供が確保されるよう、各事業者等の連絡調整その他便宜の提供を行います。 要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等をします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法その他の法令及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第39号、平成11年3月31日付け）」の遵守に努めます。 ・お客様が可能な限り居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営み、生活機能の改善を図ることができるよう支援いたします。 ・お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様ご自身の選択に基づき適切な指定介護予防サービス及び介護サービス、指定地域密着型介護予防及び介護サービス及びその他の介護予防や介護支援に資する保健医療サービス並びに福祉サービス、障害者支援サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等（以下「居宅サービス等」という。）が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ・お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される介護及び介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護及び介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 ・事業を行うにあたっては、お客様の所在する市町村、医療機関、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護及び介護予防サービス事業者等との連携に努めます。

6 提供する居宅介護支援及び介護予防支援サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

【契約締結からサービス提供までの流れ】

介護認定の申請

↓ 介護認定をお持ちでない場合は、必要な支援を行います。

要介護認定の結果通知

ケアマネジャーの選定



要支援と認定

要介護と認定

自立と認定

介護予防支援マネジメントのみ

契約はできません

居宅介護支援・介護予防支援契約

ケアマネジャーが居宅を訪問し、お客様の解決すべき問題を把握します。

お客様・ご家族様によるサービス選択

↓ 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、

お客様に希望するサービスを選んでいただきます

居宅サービス計画の作成

↓ ケアマネジャーがサービス提供事業者との調整を行います（サービスの予約）

サービス利用

モニタリング

↓ サービスの利用について評価を行い、適宜見直します。

サービス担当者会議

↓ お客様・ご家族様と主治医・サービス提供事業者との間で話し合い、相談します。

居宅サービス計画の見直し

内 容	提 供 方 法
「サービス計画」の作成 (契約書第6条)	<p>1 お客様のお宅を訪問し、お客様やご家族様に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</p> <p>2 自宅周辺地域における居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正にお客様やご家族様に提供し、お客様にサービスの選択を求めます。</p> <p>又、複数のサービス事業所があることを説明し、特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導は行いません。</p> <p>「サービス計画」に位置付けた「居宅サービス等」の選定理由について説明します。</p> <p>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ「サービス計画」の原案を作成します。</p> <p>4 「サービス計画」の原案に位置付けた「居宅サービス等」について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス（自己負担額）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等をお客様やそのご家族様に説明し、その意見を伺います。</p> <p>5 「サービス計画」の原案は、お客様やそのご家族様と協議したうえで、必要があれば変更を行いお客様から文書による同意を得ます。</p>
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供 (契約書第7条)	<p>1 「サービス計画」の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>2 お客様が介護保険施設等への入所を希望した場合には、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。</p>
サービス実施状況の把握・「サービス計画」の評価 (契約書第4条)	<p>1 お客様及びそのご家族様と連絡をとり、「サービス計画」の実施状況の把握に努めます。</p> <p>2 お客様の状態について定期的に再評価を行い、お客様の申し出により又は状態の変化等に応じて「サービス計画」の評価、変更等を行います。</p>
給付管理 (契約書第9条)	「サービス計画」の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。
相談・説明 (契約書第4条)	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡 (契約書第4条)	「サービス計画」の作成時（又は変更時）や「居宅サービス等」の利用に必要な場合は、お客様の同意を得たうえで、関連する医療機関や主治医との連携を図ります。
財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条)	お客様がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、お客様の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。
「サービス計画」の変更 (契約書第9条)	お客様が「サービス計画」の変更を希望した場合、又は事業者が「サービス計画」の変更が必要と判断した場合には、お客様の意見を尊重して、合意のうえ、「サービス計画」の変更を行います。

要介護認定にかかる申請の援助 (契約書第5条)	お客様の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力をいたします。利用者の要介護認定等有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力をいたします。
サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書第10条)	お客様は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、別紙に記載するコピーワーク等の実費を請求する場合があります。) お客様は、契約終了の際には事業者に請求して直近の「サービス計画」及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。
主治医・医療機関との連携	主治医等と疾患に関する情報について、必要に応じて連絡を取らせていただきます。 お客様の不測の入院に備え、担当の居宅介護支援事業所及び担当介護支援専門員が分かるよう、入院時に持参する医療保険証やお薬手帳等に、担当介護支援専門員の名刺等を貼りつける等の対応をお願いします。また、入院時には、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますよう、お願いします。
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。 事業者の都合で担当介護支援専門員を変更する場合は、前もってお知らせします。

訪問回数の目安	介護支援専門員が、お客様の居宅を訪問し状況の把握等を行います。 居宅介護支援の場合、1ヶ月あたり1回程度 介護予防支援の場合、3か月に1回とする。 必要に応じてテレビ電話装置等を用いてお客様に面接出来ます
テレビ電話装置等を用いた面接について	<ul style="list-style-type: none"> お客様の同意を得ること サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他関係者の合意を得ていること <ul style="list-style-type: none"> お客様の心身の状況が安定していること お客様がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)はお客様の居宅を訪問すること

○福祉用具貸与の給付にあたっての注意事項

要支援1・要支援2・要介護1の方については、下記の福祉用具が保険給付の対象外となります。

- 介護用の特殊寝台(付属品を含む)
- 車いす(付属品を含む)
- 床ずれ用防止用具と体位変換器
- 認知症老人徘徊感知器
- 移動用リフト

ただし、例外的に利用が認められる場合もありますので、事前にご相談ください。

7 サービスの利用料及び利用者負担

当社の居宅介護支援及び介護予防支援(「サービス計画」の作成・変更、事業者との連絡調整、相

談説明等)については、原則としてお客様の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりの料金をお支払いいただいたのち、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を養父市役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額がお客様のご負担となる場合もあります。)

1単位を10円で計算します。

※ 料金について		
介護予防支援費	472 単位	要支援1 要支援2
居宅介護支援費	1086 単位	要介護1 要介護2
	1411 単位	要介護3 要介護4 要介護5
特定事業所加算Ⅱ	421 単位	<ul style="list-style-type: none">・常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置・常勤の介護支援専門員を3名以上配置・お客様に関する情報等やサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催・24時間連絡体制の確保・計画的に研修を実施・地域包括支援センターから紹介された困難事例の受け入れ・ヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や研修会に参加・特定事業所集中減算の適用を受けていない・利用者数が介護支援専門員一人当たり45名未満・介護支援専門員実務者研修の実習等の協力体制の確保・他法人と共同で事例検討会や研修を実施

※ 加算について		
初回加算	300 単位	居宅サービス計画や介護予防サービス計画を新規作成
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	<ul style="list-style-type: none">・退院・退所加算の算定に係る連携の回数が35回以上・ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定・特定事業所（I）（II）（III）のいずれかを算定
入院時情報連携加算（I）	250 単位	入院日以前もしくは当日にお客様に係る必要な情報を入院先の病院に提供
入院時情報連携加算（II）	200 単位	入院日の翌日又は翌々日にお客様に係る必要な情報を入院先の病院に提供
退院・退所加算（I）イ	450 単位	<ul style="list-style-type: none">・退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談・カンファレンス以外の方法で情報提供を1回・ケアプランを作成し、サービスを調整

退院・退所加算（I）ロ	600 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談 ・カンファレンスで情報提供を1回 ・ケアプランを作成し、サービスを調整
退院・退所加算（II）イ	600 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談 ・カンファレンス以外の方法で情報提供を2回以上 ・ケアプランを作成し、サービスを調整
退院・退所加算（II）ロ	750 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談 ・情報提供を2回以上（内1回以上はカンファレンス） ・ケアプランを作成し、サービスを調整
退院・退所加算（III）	900 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談 ・情報提供を3回以上（内1回以上はカンファレンス） ・ケアプランを作成し、サービスを調整
通院時情報連携加算	50 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、お客様の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供 ・お客様に関する必要な情報を居宅サービス計画等に記録する
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	<p>1月に2回まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所の求めにより、医師・看護師と共にお客様の居宅を訪問し、カンファレンスを行う ・必要に応じてサービスの利用に関する調整を行う ・カンファレンスの実施日・参加者・要点を居宅サービス計画等に記録する
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・お客様又はご家族様の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行い、主治医の助言を得つつ、お客様の状態やサービス変更の必要性等を把握し、お客様への支援を実施 ・把握したお客様の心身の状況等の情報を記録し、主治医や居宅サービス事業者へ提供

※ 減算について		
運営基準減算	所定単位数の50% 2月以上続く場合は算定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のサービス事業者等が紹介できること・サービスの選定理由・前6月間の訪問介護や通所介護等が位置づけられたサービスの割合、同一のサービス事業者によって提供されている割合を文書で説明していない場合 ・居宅を訪問し面接を実施していない ・サービス担当者会議が開催されていない ・お客様やご家族様に「サービス計画」を説明し同意を得たうえで、お客様と担当者に交付していない ・居宅を訪問してモニタリングを実施していない ・モニタリングを記録していない状態が継続

特定事業所集中減算	一月に▲200 単位	正当な理由がなく、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、サービス事業者によって提供された数が80%を超えている場合
業務継続計画未策定減算	▲所定単位数 × 1/100	感染症もしくは災害発生時の業務継続計画が未策定の場合（令和7年3月31日までは適用外）
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲所定単位数 × 1/100	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所の所在する建物、同一の敷地内、隣接する敷地内の建物、に居住する利用者 1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者

※ その他の費用			
内 容	金 額	説 明	支払方法
交通費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、境界線より10円/Kmの実費相当の交通費が必要となります。	利用のあった月ごとに集計し翌月10日までに請求させていただきます。
本契約の解約料	無 料		お支払いについては、その月の25日までにお願いします。
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合に一枚10円のコピー料金等の実費負担をいただく場合があります。	

下記銀行口座への振込み
 但馬銀行広谷支店 普通預金口座 No. 7118792
 口座名義 社会福祉法人 かるべの郷福祉会

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了7日前までにお客様から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は自動的に更新されます。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。

※ 解約の場合、次の事業所への引継ぎなど、お客様が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要となります。

10 契約の解除について

事業所は、お客様等が以下の事項に該当する場合は、契約を解除することができます。

- ・居宅介護支援の実施に際して、お客様等が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な実情を生じさせた場合
- ・お客様等が、故意又は重大な過失により、事業所もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1.1 プライバシーの保護

当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

また、お客様やそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際にお客様やご家族様に関して知り得た情報については、あらかじめお客様・ご家族様の同意を得てからサービス担当者会議などで利用させていただきます。

1.2 サービス提供中における事故発生時の対応

緊急時における対応

- | |
|---------------|
| ①緊急時の状況把握 |
| ②協力病院や主治医への連絡 |
| ③ご家族様への連絡 |

(2) ご家族様等への連絡方法（緊急時に対応可能な方を2名、ご記入ください）

名前	続柄	年齢	連絡先	住 所
			自宅： 携帯：	
			自宅： 携帯：	

(3) 当居宅介護支援事業者の再発防止策

- | |
|------------|
| 原因の把握 |
| そのときの対応の状況 |
| 再発防止策 |

1.3 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

『社会福祉法人かるべの郷福祉会業務継続計画（BCP）』（感染症・災害発生時）に基づいて、事業の継続に努めます。

1.4 お客様の尊厳及び虐待防止

お客様の人権・虐待防止のために、指針や委員会を整備し、担当者を定め、研修を行います。プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

お客様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為は行いません。

1.5 その他

職員の資質向上のために採用時及び継続研修を計画的に実施します。

提供する介護サービスの質の評価を行い、常に改善に努めます。

介護情報公表システムで、評価の結果を公表します。

運営について、暴力団の支配は受けていません。

1.6 サービスの相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した「サービス計画」に基づいて提供された居宅サービスに関して苦情や相談がある場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

○当支援事業所の苦情相談窓口 (担当者)

〔職　　名〕 管理者 〔氏名〕 秋　山　悦　子

〔電話番号〕 (079)664-1006

〔受付時間〕 8:30～17:30 *なお、緊急の場合は、24時間対応を行います。

○行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三ノ宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-5650 受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日
養父市介護保険課	所在地：養父市八鹿町八鹿1675番地 電話番号：079-662-7603 FAX番号：079-662-2601 受付時間：8:30～17:15 月曜日～金曜日
養父市社会処方推進課 養父市地域包括支援センター	所在地：養父市八鹿町八鹿1675番地 電話番号：079-662-6141 FAX番号：079-662-2601 受付時間：8:30～17:15 月曜日～金曜日

1.6 損害賠償について

当事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、お客様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、お客様に故意又は過失が認められた場合に、お客様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、損害賠償責任を減ずることができる

ものとします。

事業者は、自己の責めに帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。

改訂履歴				
H19. 4. 1 改定	H21. 4. 1 改定	H21. 11. 1 改定	H22. 6. 1 改定	H23. 5. 1 改定
H24. 4. 1 改定	H26. 2. 1 改定	H26. 4. 1 改定	H26. 6. 1 改定	H26. 10. 1 改定
H26. 12. 1 改定	H27. 1. 1 改定	H27. 3. 1 改定	H27. 4. 1 改定	H29. 9. 1 改定
H30. 4. 1 改定	R 1. 8. 1 改定	R 1. 10. 1 改定	R 2. 5. 1 改定	R 3. 4. 1 改定
R 3. 9. 9 改定	R 6. 4. 1 改定	R 6. 7. 1 改定		

令和 年 月 日

居宅介護支援等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 兵庫県養父市上箇 153 番地 1
名 称 かるべの郷居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

説明した日時 令和 年 月 日 時 分
及び場所 ご自宅 ()

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者 [お客様]

住 所

氏 名 印

署名代行者

住 所

氏 名 印

(続 柄)

かるべの郷居宅介護支援事業所

居宅介護支援及び介護予防支援契約書

指定居宅介護支援及び介護予防支援を利用するに当り、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（この契約の目的）

社会福祉法人かるべの郷福祉会 かるべの郷居宅介護支援事業所（以下「事業者」という）は、
_____様（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の主旨に従って、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供します。

第2条（介護支援専門員）

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びお客様やそのご家族様から提示を求められた場合には、いつでも身分証を提示します。

第3条（契約期間）

1 本契約の有効期間は令和6年 月 日からお客様の要介護（要支援）認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をもって本契約期間の満了日とします。

2 前項の契約満了日の7日以上前までに契約終了の申し出がない場合、この契約はさらに同一の内容で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護（要支援）認定の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第4条（居宅介護支援及び介護予防支援の内容）

事業者が行う居宅介護支援及び介護予防支援の内容は以下のとおりです。

サービス計画（介護予防サービス・支援計画書及び居宅サービス計画）の作成

介護予防サービス及び居宅サービス事業者との連絡・調整

サービス実施状況の評価

お客様の状態の把握

給付管理

要介護（要支援）認定申請に対する協力・援助
相談業務

第5条（要介護（要支援）認定等にかかる申請の援助）

事業者は、お客様が要介護（要支援）認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようお客様を援助します。

第6条（サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に担当させ、サービス計画の作成を支援します。

（1）お客様の居宅を訪問し、お客様及びご家族様に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

当該地域における指定居宅介護支援及び介護予防支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にお客様及びご家族様に提供し、お客様にサービスの選択を求めます。その際お客様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画書の原案を作成します。

サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料についてお客様及びご家族様に説明し、お客様から文書による同意を受けます。お客様はサービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めるすることができます。

その他、サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第7条（経過観察・再評価）

事業者は、サービス計画作成後、次の号に定める事項を介護支援専門員等に担当させます。

（1）お客様及びご家族様と随時連絡を取り、適宜訪問し、経過の把握に努めます。

サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護サービス事業者等との連絡調整を行います。

お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてサービス計画変更の支援、要介護（要支援）認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

サービス計画の作成時にはサービス担当者会議を開催し、お客様・ご家族様・主治医・指定介護サービス事業者等からの意見を確認し、相談します。

第8条（サービス計画の変更）

お客様がサービス計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意をもってサービス計画を変更します。

第9条（給付管理）

事業者は、サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 お客様は、前項の期間内、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 お客様は、当該お客様に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から2項の規定により、お客様又は事業者が解約を事前に通知し、かつ、お客様が希望した場合、事業者は、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、お客様に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する指定居宅介護支援及び介護予防支援に対する料金規定は「重要事項説明書」のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 お客様は、事業者に対して、事前に通知をすることにより、いつでもこの契約を解消することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価はお客様がこれを負担します。
お客様が小規模多機能型居宅介護事業者と利用計画を結んだ場合。
認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用を除く）又は特別養護老人ホーム等の施設に入居した場合。
お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
お客様が要支援となり、原則的マネジメント・簡略型マネジメントが必要となった場合。
お客様が、事業者が担当する区域（生活圏域）に住居を有する被保険者でなくなった場合。

第13条（契約の解除）

事業所は、お客様等が以下の事項に該当する場合は、契約を解除することができます。

- ・居宅介護支援及び介護予防支援の実施に際して、お客様等が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な実情を生じさせた場合
- ・お客様等が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第14条（苦情処理）

- 1 事業者は、お客様又はそのご家族様からの居宅介護支援及び介護予防支援に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 2 事業者は、お客様が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申しでることができます。

第15条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、お客様の病状の急変が生じた場合、そのほか必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第16条（善管注意義務）

事業者は、お客様より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

第18条（代理人）

お客様は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第17条（秘密保持・個人情報の保護）

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族様の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由無く第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にもかかわらず、事業者は、以下の場合に限りお客様に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報法利用の内容等の経過を記録します。

一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で

開催されるサービス担当者会議において、お客様の状態、ご家族様の状況を把握するために必要な場合。

二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合

三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、お客様が体調等を崩し又はケガ等で病院にいったときで、医師・看護師等に説明をする場合。

四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等

五 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

3 お客様は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第19条（賠償責任）

1 事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、お客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、お客様に故意又は過失が認められ、かつお客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

お客様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項についてこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

お客様が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

お客様の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

お客様が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第20条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、豊岡地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令及びその他諸法令に定めるところによります。

第22条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者がお互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

お 客 様	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。私は、この契約書で確認する居宅介護支援及び介護予防支援サービスの利用を申し込みます。			
	住 所	〒		
	氏 名			印
	電話番号	() -	FAX	() -

署 名 代 行 者	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。			
	私は、本人の契約意思を確認しました。			
	本人との関係	署名代行の理由		
	住 所	〒		
	氏 名			印
	電話番号	() -	FAX	() -
緊急時の連絡先		電話番号	() -	

事 業 者	当事業者は、居宅介護支援及び介護予防支援事業者として、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所 在 地	〒667-0102 兵庫県養父市十二所871番地		
	名 称	社会福祉法人かるべの郷福祉会		
	代表者名	理事長 進藤 龍善		印
	電話番号	(079) 664-1875	FAX	(079) 664-1351

個人情報使用同意書

介護保険法に関する法令に従い、契約書 17 条に基づき、事業者が契約者のサービス計画に基づくサービス提供を円滑、かつ一体的に実施するため、サービス担当者会議等でお客様、もしくはご家族様等の必要な情報を各サービス担当者と共有することについて同意します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 かるべの郷福祉会
指定居宅介護支援事業所
かるべの郷居宅介護支援事業所 様

お客様

氏名 印

ご家族様

氏名 印